

「伏見丸」 協力団体登録要項

「伏見丸」

伏見地区自治協議会

1 趣 旨

伏見地区において自治活動を担う各種団体では、役員の高齢化、担い手不足、参加者の減少などが大きな課題となっており、それらの克服・改善も目的の一つとして、様々な団体や地域住民の連携を目指す「伏見丸」（伏見地区自治協議会）を設立した。

以前より伏見地区には地域自治活動を推進する団体が参加する代表者会議があり、団体間の連絡・調整の役割を果たしてきた。その代表者会議は、引き続き「伏見丸」の決定機関として団体間の協力・協働の役割を果たすことになる。

更に、設立の目的には、代表者会議参加団体だけでなく、多種多様な団体・個人と連携して、地域の全住民を対象とした取組を進め、「誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり」「災害に強いまちづくり」「互いに支え合い助け合えるまちづくり」「若者が夢を持ち成長できるまちづくり」を目指すことがある。

従って、これらの目的を達成するために、賛同していただける団体や個人に「乗船」いただき、より多くの方と共に活動したい。そのための約束や手続きを以下に定める。

2 団体要件

■次の全要件を満たす団体は、「伏見丸」協力団体に登録申請できる。

- (1) 伏見地区内で活動する団体であり、構成員は主として伏見地区内に居住する住民であること。
- (2) 「伏見地区自治協議会規約」と「伏見地区自治計画」を理解し、伏見地区のまちづくり目標を共有し、「伏見丸」と連携して活動をすることができること。
- (3) 「伏見丸」協力団体として活動に参加する場合、関係する法令等を遵守すること。
- (4) 暴力団若しくはその構成員の統制下にある者、ならびに無差別大量殺人行為を行った団体若しくはその構成員の統制下にある者が所属していないこと。

■「協力団体」登録により次のことができる。

- (1) 本会の最高議決機関である「伏見丸」総会に代議員1名の出席ができる。
- (2) 本会の重要事項を審議決定する「伏見丸」代表者会議に理事1名の出席ができる。
- (3) 本会の伏見地区自治計画に基づく事業を立案する「伏見丸」部会に代議員1名の出席ができる。
- (4) 「伏見丸」協力団体が主催する事業を代表者会議で提案し、承認があれば「伏見丸」広報に掲載することができる。
- (5) その他、「伏見丸」代表者会議参加団体と同等の権利と責任を有する。

3 登録申請

■「伏見丸」協力団体登録申請をする場合は、事前に「伏見丸」役員会に連絡して打合せをした後、次の申請書類を作成し、期限までに役員会に提出しなければならない。

□定期的に総会を開催している場合

- 「伏見丸」協力団体登録申請書（様式第1号）
- 総会資料一式

□定期的に総会を開催していない場合

- 「伏見丸」協力団体登録申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 団体の定款又は規約（あれば提出を）
- 構成員人数（名簿があれば提出を。）
- これまでの活動の概要書
- 委任状（代表者以外の構成員が申請手続きを行う場合）

■登録審査は、次のように行う。

- (1) 役員会に「伏見丸」協力団体登録申請があれば、役員会で書類審査・面接審査を行う。
- (2) 役員会が「伏見丸」協力団体登録申請を受理した場合は、「伏見丸」代表者会議定例会で「伏見丸」協力団体登録を提案する。

4 登録認定

- (1) 「伏見丸」協力団体登録が認定された場合は、速やかに通知・広報を行い、活動参加ができるようにする。
- (2) 登録期間は、登録認定日から登録廃止日までとする。
- (3) 登録料は不要である。一方、登録団体の活動に対する報酬や活動に伴う経費の支給は原則的に発生しない。